

# インフルエンザと診断されたら…



※別紙資料

インフルエンザにおける療養報告書の提出について

も併せてご覧ください。

1

受診時、医師に、発症日と登校可能予定日を確認する。



2

学校に報告をする。

電話などで以下のことについて報告してください。

- ① A型か B型か、検査の結果が分かれば教えてください。
- ② 「療養報告書」の受け取り方法を教えてください。

病院によっては、「学校感染症通知書」をもらえます。

3

「療養報告書」を学校ホームページからダウンロードして印刷する。もしくは学校へ取りに来る。



ダウンロードできない場合には、学校へ取りに来ていただくか、兄弟姉妹を通してお渡しします。

4

「療養報告書」に、医師と確認した「発症日」を記録する。

5

検温を定期的に行い、「解熱した日」を確認して記録する。

6

回復し、出席停止期間の基準を満たしたら、「療養報告書」を持って登校し、学校に提出する。



## インフルエンザの出席停止期間の基準

発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。

※医師の診断により発症から5日を経過せずに登校が可能になった場合は、

治療証明書が必要となります。



保護者 様

# 記入例

## インフルエンザによる出席停止の通知書

太田市立木崎小学校

校長 小嶋 恵子

お子さんは、インフルエンザのため、学校保健安全法第19条により、他の人に感染させる恐れのある期間は出席停止とします。インフルエンザの出席停止期間の基準は下記のとおりです。

<インフルエンザの出席停止期間の基準>  
「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで。」

- \* インフルエンザと診断を受けた場合は、十分療養し、回復してから登校するようにしてください。
- \* 登校にあたっては、医師の指導のもと、保護者の方が下記の「インフルエンザにおける療養報告書」を記入し、学校へ提出をお願いします。
- \* 医師に「学校感染症通知書」を記載していただいた場合はその書類も一緒に提出してください。
- \* なお、医師の診断により5日を経過せず登校が可能となった場合は、治癒証明書の提出が必要となります。
- .....

保護者が記入

学校長 様

## インフルエンザにおける療養報告書

3年1組 氏名 木崎 一郎

- 1 診断を受けた医療機関： 〇〇〇小児科
- 2 診断日：令和 **4** 年 **12** 月 **1** 日（診断型 **A型** B型 不明） ※いずれかに○をつけてください。
- 3 登校再開日：令和 **4** 年 **12** 月 **7** 日

（登校再開には下記の出席停止期間の基準1と2の両方を満たす必要があります。）

※下記に「発症日」と「解熱した日」を記入してください。

出席停止期間の基準	
1	発熱等の症状が出た日（発症日）を0日とし、翌日から数えて5日を経過している。 ⇒ <b>発症日：12月1日</b>
2	解熱した日を0日とし、翌日から数えて2日（幼児にあっては3日）を経過している。 ⇒ <b>解熱した日：12月3日</b>

上記のとおり相違ありません。

令和 **4** 年 **12** 月 **7** 日

保護者氏名 木崎 太郎

印